

盛岡市旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場の設置について

平成30年2月13日

都市整備部

1 趣旨

旧盛岡競馬場の跡地を活用して休息、運動、催し等の多様な目的に利用することができる場を提供することにより、市民の健康の増進及び交流の促進を図る施設として、旧盛岡競馬場跡地活用多目的広場（以下「広場」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を条例で定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
盛岡市高松多目的広場	盛岡市上田字黒石野平90番地1

(2) 運営及び管理

ア 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 直営管理とする。

イ 平成31年4月1日以後 指定管理者に行わせるものとする。（利用料金制を採用する。）

(3) 使用時間

ア 許可を受けて独占的に使用する場 午前8時から午後7時まで

イ アに掲げる場合以外の場合 午前零時から午後12時まで

(4) 使用料

広場のクレー広場、人工芝広場又は交流広場の全部又は一部を独占的に使用しようとする者から次の使用料を徴収する。

ア クレー広場及び人工芝広場の使用料

区分		一般	高等学校生徒以下の者
クレー広場	全面使用（1時間までごとに）	500円	250円
	片面使用（1時間までごとに）	250円	130円
人工芝広場	全面使用（1時間までごとに）	4,000円	2,000円
	片面使用（1時間までごとに）	2,000円	1,000円

イ 交流広場の使用料 1時間までごとに 200円

3 施行期日

- (1) 2-(1), (2) ア, (3)及び(4) (クレー広場に係る部分に限る。) 平成30年4月1日
- (2) 2-(2) イ及び(4) (クレー広場に係る部分を除く。) 平成31年4月1日。ただし、指定管理者の指定の手続等は、同日前においても行うことができる。

4 施設の概要

- (1) クレー広場 (10,400㎡)
- (2) 人工芝広場 (11,800㎡)
- (3) 交流広場 (ダスト舗装及び緑地 約12,000㎡)
- (4) 駐車場 (自動車109台, 車いす使用者用3台, バス用5台及び自転車108台 約6,000㎡)
- (5) トイレ兼倉庫 (木造平屋建 60.03㎡)

5 施設の使用

(1) 使用例について

- ア 一般的な使用 (散歩, ジョギング, ボール遊び, 雪遊び等)
- イ スポーツでの使用 (サッカー, フットサル, ソフトボール, グラウンドゴルフ等)
※使用できないもの…ゴルフ, 硬式野球 (一般, 少年) 軟式野球 (一般, 少年)
- ウ イベント等での使用 (地域の運動会, 展示会, フリーマーケット等)

(2) 冬期等の使用について

冬期等の使用については、他の屋外スポーツ施設と同様に、スポーツによる団体の独占的な使用は認めないものとする。

盛岡市高松多目的広場整備予定図

H31.4.1供用開始

(予定)

交流広場

人工芝広場

人工芝舗装 144.0m × 82.0m

ゲスト舗装

築山

ゲスト舗装

緑地

クレー広場

クレー舗装 139.0m × 75.0m

トイレ兼倉庫

駐車場・駐輪場

H30.4.1供用開始

(予定)

